

公益財団法人茨木市文化振興財団共催事業等に関する要綱

制定 平成20年2月26日 要綱第1号

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人茨木市文化振興財団（以下「財団」という。）が茨木市の文化活動の振興に資する事業を展開するに当たり、他の団体又は個人と共催事業及び後援名義使用承認を行う場合に必要な事項について定めることを目的とする。

(共催等対象事業)

第2 財団が共催及び後援名義使用承認をすることができる事業は、次のとおりとする。

- 1) 茨木市在住又は出身の舞台芸術家及び茨木市を拠点に活動する舞台芸術団体による事業並びにその舞台芸術家及び舞台芸術団体を支援する事業
- 2) 舞台芸術作品の鑑賞活動等、市民の文化活動を振興する事業で理事長が特に必要と認めた事業

(共催の内容)

第3 共催の内容は、主に次のとおりとする。

- 1) 会場の借り上げ、チケット販売、広報活動への協力。
- 2) 舞台芸術作品の創造活動、表現活動に市民が直接参画できる事業、また舞台芸術家と市民の交流を目的とした事業、及び舞台芸術の可能性を探るためのパイロット的な事業には予算の範囲内において奨励金を支給することができる。
- 3) その他共催内容の具体については、別に定める共催内容の基準に基づき、主催者と協議の上、覚書に記載し定めるものとする。

(共催の決定)

第4 共催事業の実施については、理事長がこれを決定する。

(後援等申請書)

第5 後援の名義使用を希望するものは、後援申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに理事長に申請しなければならない。

- 1) 収支予算書（様式第2号）
- 2) その他理事長が必要と認める書類

(後援事業決定通知)

第6 理事長は第5の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、後援事業決定通知書（様式第3号）により通知をする。

(実績報告)

第7 後援事業の決定を受け事業を実施したものは、その事業の終了後2か月以内に後援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- 1) 収支決算書（様式第5号）
- 2) その他理事長が必要と認める書類

(後援事業の取り消し等)

第8 理事長は、後援事業の決定を受けるもの、あるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当す

るときは、後援事業を取り消すことができる。

- 1) この要綱に違反したとき。
- 2) 虚偽その他不正な行為により承認を受け、または受けようとしたとき。

(指 示)

第9 理事長は、共催事業等の実施に関し、必要な指示をすることができる。

(委 任)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成20年要綱第1号)

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。